

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合条例第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条、第9条及び第10条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第17条の見出しを「(旅行雑費)」に改め、同条第1項中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、県内へ旅行した場合の旅行雑費は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。

第17条第3項を削り、同条第4項中「日当」を「旅行雑費」に改め、「第2項」の次に「ただし書」を加え、「の2分の1」を削り、同項を同条第3項とする。

第21条第2項中「第17条第2項」を「第17条第1項」に、「日当の額の2分の1」を「旅行雑費の額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第14条、第17条—第19条関係）

別表中「日当、」を「旅行雑費、」に、

日 当
2, 6 0 0 円
2, 2 0 0 円

を

旅行雑費
1, 3 0 0 円
1, 1 0 0 円

に、

「12, 000円」を「10, 900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。